

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第24号

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
規則の一部を改正する規則

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第7条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（当該支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第14条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。